

The Northern eXpress to 212

NeXT-212 press

68

オンラインプレス「NEXT212」毎週月曜日発行
PM実践講座事務局／地域メディア研究所
Fax (011)761-8483 Tel (011)761-6039

vol.68 18.Feb,2002

- 特集・最前線レポート まちづくり条例から住民参加条例へ
- 212ふるさと情報 土木主体のPFI事業を講評
- 自治体北南 職員人事にフリーエージェント制導入？！
- DATA ライフスタイルが温暖化防止に貢献
- 資 料 石狩市・市民の声を活かす条例（抄）

Axis of Civil

▼…「真珠湾」に続き、今度は「悪の枢軸(axis of evil)」だと。ブッシュ大統領の威勢のいいこと。「悪の同盟(alliance of evil)」と表現しなかったのは、第二次大戦の連合国軍(the Allied Powers)に対する日独伊の枢軸国軍(the Axis Powers)を意識してのことにほかならない。

▼…「中心線」を意味するaxis・枢軸には「大事な所をつなぎ合わせる」といったニュアンスがある。88年にリヨン(仏)、ミラノ(伊)、シュツトガルト(独)、バルセロナ(スペイン)が結んだパートナーシップ協定は、いわば国の境界を超えた「都市の枢軸」。中央集権色の強い日本では、考えられない出来事だった。

▼…都市国家の同盟は、古代ギリシャの時代にも見られた。都市国家(アクロポリス)といっても人口は数千から数万人規模で、全土に数百あったらしい。ここでの同盟は、戦争に勝つための「悪の枢軸」であったから、やがて自由と平等の気風は失われ、ポリスは次々と崩壊していった。

▼…話はさらに飛び、群馬県の川場村。人口4千人のスキー場と温泉の村が、東京都世田谷区との合併を検討している。近隣町村との合併案もあるが、20年間の交流の絆を生かしたい、という発想だ。互いにないものを補い合う関係が成り立つなら「都市と田舎の枢軸」に、境界線など無関係のようにも思える。(梶)

最前線レポート 石狩市・市民の声を活かす条例

札幌の近郊都市・石狩市の「行政活動への市民参加の推進に関する条例」が、2002年4月から施行されます。大阪府箕面市の「市民参加条例」や北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」などと同様に「住民参加」をまちづくりのキーワードに据えながら、より踏み込んだルールを定めています。

住民参加進める手続をルール化

「まちづくり」という言葉は、画一化した都市計画の反省に立って70年ころから一般化しましたが、当初は都市整備のハード面に重点が置かれてきました。やがて地域の文化や産業、自然などを総合的に考える流れへと変化して行きますが、景観や街並み保全を目的にした地域のルールが「まちづくり条例」と表現されました。

90年代に入って「地方分権・地方の自立」が叫ばれるに連れて、住民参加を基点にした「まちづくり」が一層重視されるようになってきました。97年に制定された箕面市民参加条例では、「協働」をキーワードに市民参加の基本理念を明示、「まちづくり条例」は「住民参加条例」

へと内容を変えています。

最近では、箕面市の動きに触発されるように宝塚市、生野町など兵庫県内の自治体が条例化に積極的に取り組んでいるほか、神奈川県横須賀市、岡山市や長崎県小長井町、北海道猿払村、旭川市などへと広がりを見せています。

■「憲法型」に対し行政の義務を明文化

これらの条例の多くは、箕面市民参加条例を一つのモデルとして、住民参加によるまちづくりの理念を明確化した「市町村の憲法」的な色合いが強い内容となっています。住民参加の理念の基に、市長に対しては参加の機会提供と行政情報公開の責務、市民に対しては「自らの役割と責任を自覚し、積極的参加に務める」との責務を挙げるとともに、会議の公開や委員の市民公募などの原則を掲げています。ニセコ町まちづくり基本条例は、参加の原則に基づき計画策定や財政運営、政策評価などに踏み込み、「憲法」としての完成度は高まっています。

これらの条例に対して、石狩市民参加推進条例は、「石狩市民の声を活かす条例」とも呼ばれるように、住民の意向を最大限まちづくりに反映させるために行政が取るべき責務を、具体的に定めているのが特徴です。漠然とした理念や努力目標ではなく、ある意味で行政の手足を縛る「手続き規定」という点で、「憲法型まちづくり条例」とは性格が異なっていると言えます。

条例制定までの経過

- 99年6月 条例公約に新市長誕生
- 同11月 市民参加制度研究班設置
- 同12月 広報誌で情報提供開始
- 2000年5月 試案公表、意識調査
- 同7月 意識調査結果公表
- 市民参加制度検討委設置
- 2001年3月 検討委提言書
- 同7月 素案公表
- パブリックコメント実施
- 同9月 市議会で条例案可決
- 同10月 研究班解散
- 同12月 参加制度調査審議会設置

参加のチャンネルを広く開放

全体で34条からなる条例は、「市民参加手続」の内容、方法とこれらの情報の公表に関するルールを中心に構成されています。「市民参加手続」については、「市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において必要な事項を予め定めた上で市民の意見を聴くこと」と定義しています。

■施設の設計、三セク出資も対象

市民参加手続を必要とする行政活動は、別表に掲げる内容となっています。「手続規定型」を取る横須賀市の「市民パブリック・コメント手続条例」と同様に、手数料、税率などに関する条例・規則や総合計画などの市の計画の制定・改廃を対象とするほか、公共施設の設計概要の決定や第三セクターへの出資なども参加手続の対象に加えたのが大きな特徴です。また、「良好な環境の保全その他公益上の必要により行う行政指導」も対象事項に加え、住民と行政の対立に発展しがちな「迷惑施設」の立地問題などについても、政策決定の過程で住民の声を反映するしくみを取っています。

参加手続の実施方法としては、①審議会などへの付議②パブリックコメント手続③公聴会の開催④その他の方法～を挙げ、それぞれについて開催や意見聴取の方法、議事録の作成、公表方法などを具体的に定めています。例えば、市民の意見に対しては、提出された意見の内容、検討結果だけでなく、検討の経過や理由についても速やかに公表することとし、その公表方法も具体的に列挙しています。

■経過を公表、苦情にも積極的に対処

住民参加の手続を重視し、市長はじめ市の機関に対し具体的な責務を課しているこの条例の

市民参加手続の対象となる 主な行政活動（別表）

- ①規定の制定・改廃
使用料、手数料、市税の税率など
権利制限、義務の付加
公の施設の利用方法
- ②人事、財政を除く市の計画
- ③公の施設の設計概要の決定
- ④良好な環境保全、公益のための行政指導の内容決定・改廃
- ⑤ 50%以上となる法人への出資
- ⑥市内に適用される規制に関し市の権限で行う意見表明
- ⑦その他市民の関心が高いこと、市民生活に重大な影響がある行政活動

象徴とも言えるのが、第3章の「市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進」の規定。第26条では、市民の意見を積極的に把握すべきことを挙げ、第27条では、条例で明示した参加手続を経なくとも、住民からさまざまな形で寄せられた提案・要望・苦情についても、条例の目的に沿って検討し結果などを公表するよう行政に求めています。

この部分については、素案段階でパブリックコメントを求めたところ、「第1条の目的条項で十分だから、不要では」との意見が住民から寄せられました。しかし、「市民参加を積極的に進めることを明確にし、その具体的方法を示す意味で不可欠」との判断から、この意見を採択しなかったという経緯もあったそうです。

協働型社会へ、問われる住民意識

石狩市は、札幌市の北部に隣接するベッドタウンとして人口が急増し（現在約5万6千人）、96年に町から市となりました。古くからの漁村とあって「新旧」の住民意識の違いや、都市機能の「札幌依存」などを背景に、新たなまちづくりを目指してきました。

間に、市民参加をテーマにした広報誌での問題提起が4回、検討内容についての出前講座・市民説明会は計5回開催。全世帯を対象にした住民意識調査を行ったほか、素案の公表と併せて1か月間の期間設定によるパブリックコメントも実施しました。

■トップダウン、研究班は職員から公募

そうした中で、市民参加条例とパートナーシップ制などを公約に掲げて、99年に初当選した現町長のリーダーシップにより、条例制定の取り組みが行われました。

99年11月、係長以下の公募で選任された職員を中心にプロジェクトチームが組まれました。トップダウンによるスタートでしたが、既存の部署に条例づくりを任せるのではなく、意欲のある職員の研究組織として試行錯誤を重ねたそうです。職員全員に対するアンケート調査なども行い、市民の意見を聴いた事業は過去3年間に31件あり、実際にこの業務に関係した職員ほど住民参加の必要性を実感していることなどが分かりました。

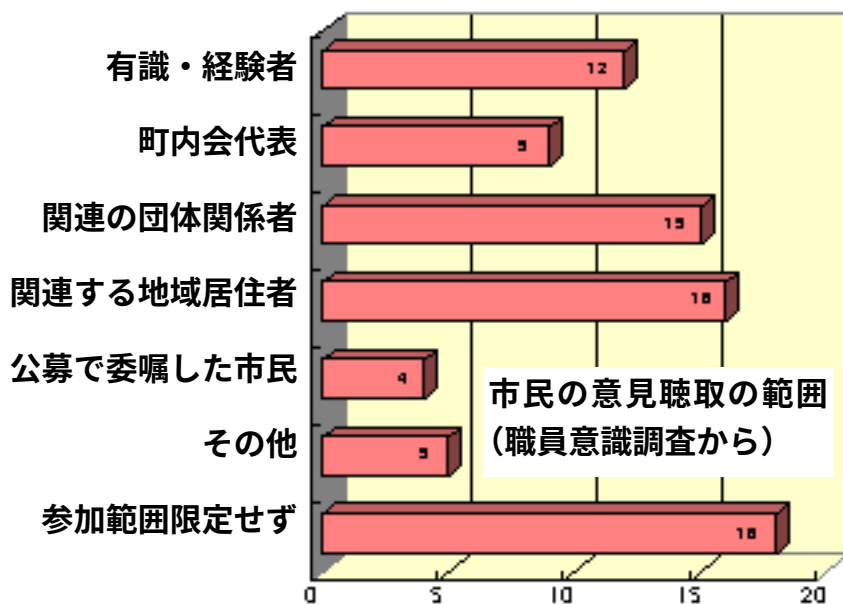
2001年3月に素案ができるまでの約1年半の

■条例づくりに住民の反応は低調

パブリックコメントは、条例を先取りする形で行われましたが、住民から寄せられた意見は電子メールが3人、文書と電話が各1人にとどまりました。意見の内容は21項目にわたり、検討結果とその理由も条例に沿って公表されました。このうち、毎年度の参加手続実施状況の一覧公表など4項目が条例案に反映されました。

条例そのものに対する住民の反応は、回収率2%にとどまった住民アンケートやパブリックコメントの結果に表れているように、必ずしも高いとはいえません。その背景には、「行政のことは行政にとりあえず任せておく」といった「お上まかせ」の住民意識も垣間見ることができます。しかし、地方分権と財政難の流れの中で、従来型の「あれもこれも」は通用せず、「あれかこれか」の選択を自治体は迫られるようになってきています。

石狩市の条例は、その選択に当たって住民の声を取り入れる行政側のルールを定めたものであり、今度は、住民の側がこれにどう応じ、参加の機会を活用していくのか。さらには、参加から協働へとステップアップできるのか、住民自身が問われていくことになりそうです。



拾い読みHP

212 ふるさと情報

天塩川 きまぐれ日記
2002年2月13日 (水)

2月中旬に設置予定の橋樑柱「春の扉」。今日は、そのデザインや製作についての、最終打合せを行いました。デザインのコンセプトは「さわやかな春の風が、扉を開く。」
中川町そして天塩川の春をイメージした「春の扉」は、いよいよ明日から製作開始です。皆さんにご覧いただけるまでには、もう少しお待ちください。
(スタッフ 大島)

■2/15 中川町 天塩川きまぐれ日記 「天塩川 春・発信 in なかがわ」コーナーに「天塩川 きまぐれ日記」が新設されています。天塩川の解氷日時を予想するイベントにちなんだ情報を逐次提供してくれるようです。

■2/15 札幌市 行財政改革の取り組み状況 「市長記者会見記録」が更新され、行財政改革推進計画の取り組み状況について説明しています。配布資料の「行財政改革推進計画の取組概要」「行財政改革推進計画の取組状況(概要・進捗状況・財政効果)」などのPDFファイルも提供されています。

■2/15 鹿追町 公共料金について考えよう! 適正な公共料金改定を目的に実施した、町職員による検討内容を説明する「公共料金について考えよう!」がアップされています。

■2/15 倶知安町 「スキーの町」特集 インターネット広報の2月号がアップされ、「スキーの町」としてのさまざまな話題を6ページにわたって特集しています。またシリーズ「市町村合併を考えよう」の6回目では、京極、ニセコ町との3町合併研究会の活動スケジュールなどを解説しています。

■2/15 旭川市 雪情報 積雪・降雪情報ページがアップされています。休日を除く毎日、累計降雪量や最深積雪などの情報を提供するよ

うです。

■2/6 留辺蘂町 PFI事業審査結果を公表
新着情報コーナーに、一般廃棄物最終処分場整備、運営のPFI事業の業者決定に関するPDFファイルがアップされています。公表資料には、宮脇淳審査委員長の「講評と所感」も含まれており、「今回、留辺蘂町、置戸町および訓子府町の3町が北海道初、そして全国初の土木主体の本事業をPFI事業として実施した意義は大きい」などとしています。

■2/6 岩見沢市 ごみ減量とリサイクル
「1人ひとりの分別意識で高まるごみの減量とリサイクル」とのタイトルで、1月から実施のごみ袋半透明化の状況や、3月完成予定のリサイクルセンターの紹介が掲載されています。

■2/6 ニセコ町長 町内の求人情報コーナー 町長の個人ホームページに、「ニセコ町内での求人情報」コーナーが開設されています。地域の雇用拡大への一助にと、町内事業主からの要望によって掲載するそうで、当事者同士の自己責任でコンタクトをとることが条件です。またニセコ町ホームページにも、ハローワークが提供している同町内の求人情報が紹介されています。

■2/6 厚岸町 まちづくりアンケート結果
「町都市計画マスタープラン」のコーナーに、

町民を対象に実施したアンケート調査の結果が掲載されています。



(アクセスは <http://com212.com> からどうぞ)

NEWS



●2/12 夜久野町 (京都府) 行政サー ビス向上目指し、全 職員に「顔付き名札」

夜久野町は、全職
員による顔写真つき
の名札の着用をス

タートさせた。公務員としての自覚を持って町民に責任ある対応をする「顔の見える行政サービス」の一環。パソコンを使った職員の手作り名札で、役職名とローマ字付きのフルネームが表記されている。

●2/8 松阪市(三重県) 預貯金は1年期限に四半期ごとに点検

松阪市のペイオフ対策検討委員会は、ペイオフ実施に伴う公金管理運用についての基本方針をまとめた。預貯金は1年以内の期間とし、4半期ごとに運用の見通しを検討するとともに、万一に備えて借入金残高と預金額を常に均衡にしておくこと、債券運用に当たっては国債、地方債、政府保証債に限定しリスクを抑えることとしている。

●2/7 与板町(新潟県) 助役、収入役に代え「2人副町長制」導入へ

山崎忠弥・与板町長は、これまでの収入役により幅広い権限を与え、助役とともに町政全般を支えることを目的に、助役・収入役に代わる「副町長2人制度」を導入する方針を明らかにした。近く招集の臨時議会に、条例改正案などを提案する。

●2/5 米原町(滋賀県) 町長選準じて合併住民投票を実施

市町村合併に関する住民投票の実施を決めた米原町は、3月末から4月初めに町長・町議

選と同じ日程で実施する案を町議会特別委に示した。投票資格者の理解を深めるため、町主催の合併問題説明会を告示後に2回開催する。開票は投票率50%以上の場合に限定しているため、投票所を通常の選挙より13か所増やして24か所とし、投票率を高めることとしている。

●2/4 八代市(熊本県) 職員採用2次試験の結果も公表へ

職員採用をめぐる汚職事件で市長が逮捕された八代市の永江明久助役は、情実採用が慣例化しているとの指摘を否定するとともに、2000年度から点数を受験者に公表していた1次試験に加えて、2次試験の結果についても公表し、透明度を増す考えを明らかにした。市議会の議員協議会では、経過説明と併せて陳謝した。

●2/4 駒ヶ根市(長野県) ICカードによる行政サービス実験

駒ヶ根市と飯島町が参加する「伊南コミュニティカード・コンソーシアム」は、経済産業省のIT装備都市研究事業としてICカードを利用した行政サービスなどの実験を3月から始めることになった。高齢者や身障者向けに発行している福祉関連の金券の額面をカードに記録し、指定店で買い物をしたり、

市の相談事業の予約もできるようにする。さらに住民票や印鑑証明書の発行などのサービスにも広げていく。

(詳細情報はNEXT編集室へ)

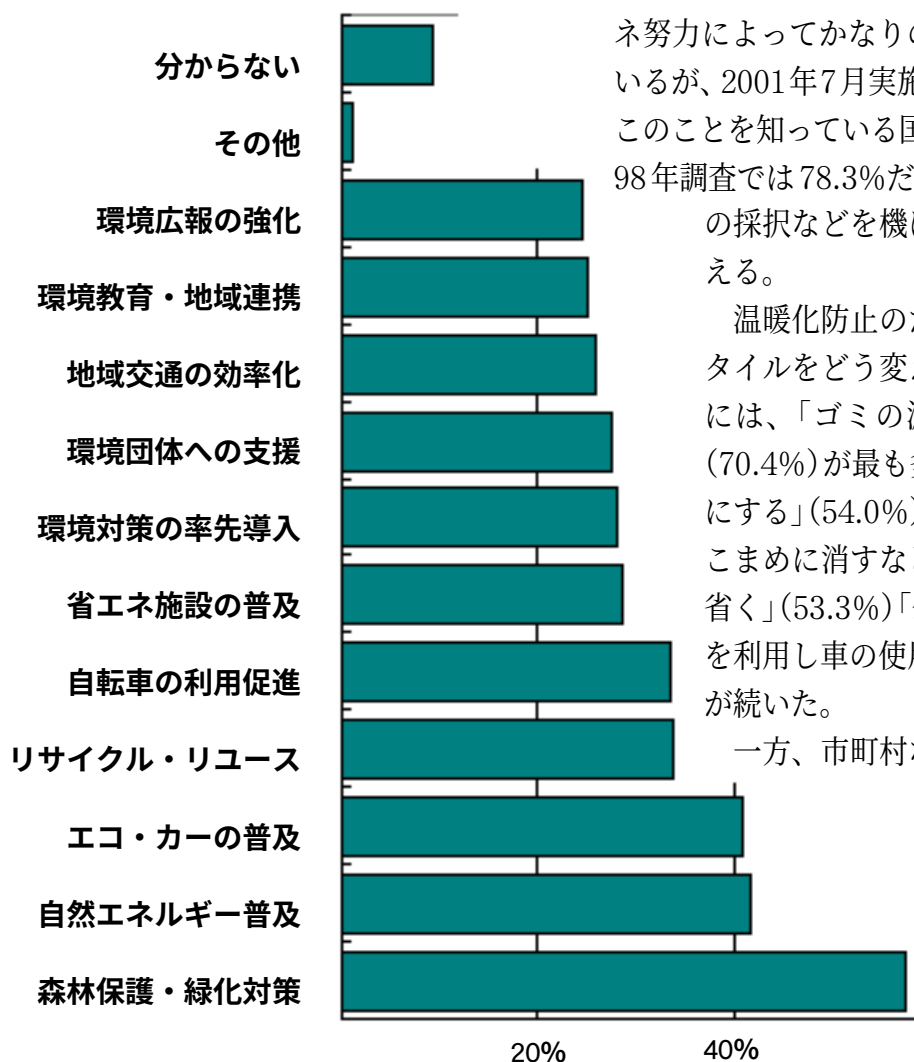
職員人事にフリーエージェント制？！

太田市は、同一の業務経歴が5年以上となる主任職を対象に、申し出に基づいて希望異動先の優先権を与える「フリーエージェント(FA)制度」を導入する方針を明らかにした。人事の活性化と職員のやる気を重視するのが狙いで、年度末の定期人事から実施する。本人が希望する課と理由などを書面で人事課に提出、庁内調整で可能な限り希望を優先する。(2/4 群馬県太田市)

DATA

自治体による緑化・自然エネルギー普及に期待

【市町村などが取り組むべきこと】



地球温暖化の防止には、一人ひとりの省エネ努力によってかなりの効果があるとされているが、2001年7月実施の意識調査によると、このことを知っている国民は81.5%に達した。98年調査では78.3%だったから、京都議定書の採択などを機に、関心の高まりが見える。

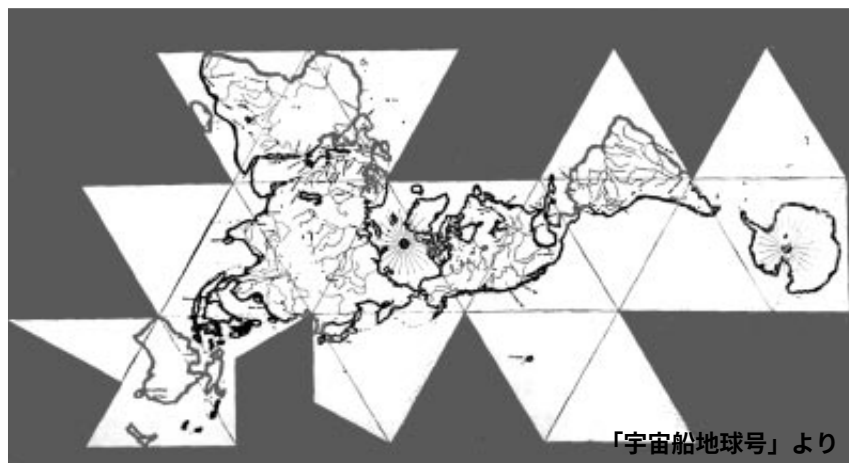
温暖化防止のために「個人の生活スタイルをどう変えるべきか」との問いには、「ゴミの減量化やリサイクル」(70.4%)が最も多く、「冷暖房を控えめにする」(54.0%)「蛍光灯や電気機器をこまめに消すなどエネルギーの無駄を省く」(53.3%)「公共交通機関や自転車を利用し車の使用を控える」(40.1%)が続いた。

一方、市町村など地方公共団体によ

る取り組みとしては、「森林保護や緑化対策の推進」を挙げた回答が57.6%と最も多かった。これに「太陽光・風力発電・太陽熱利用など新

エネルギーの普及促進」(41.8%)「燃費効率のよい自動車やクリーンエネルギー自動車の普及促進」(41.0%)「循環型社会の確立を目指

し、リサイクル・リユースの普及促進」(33.9%)などが続いた。(内閣府・地球温暖化防止とライフスタイルに関する国民意識調査から)



「宇宙船地球号」より

バックミンスター・フラーの「ダイマクション・マップ」

NeXT
press 212

参考資料

石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例（抄）

第1章 総則

第1条（目的）

この条例は、地域の独自性に根ざした自主的かつ総合的なまちづくりを進めることが今後の本市にとって極めて重要であるという認識に基づき、行政活動への市民参加を推進するために必要な事項を定めることにより、自治の主体である市民が持つ知識、経験、感性等をまちづくりに活かし、もって市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような地域社会の形成に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「行政活動」とは、市民の福祉の増進を図ることを基本として市の機関が行うあらゆる活動をいう。

3 この条例において「市民参加手続」とは、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴くことをいう。

4 この条例において「パブリックコメント手続」とは、市の機関が作成した行政活動の原案について、書面等による意見を広く募集する方法で行う市民参加手続をいう。

第3条（基本原則）

市の機関は、行政活動の効率性の確保に配慮しながら、行政活動への市民参加を図るための取組みを積極的に進めるものとする。

2 行政活動への市民参加は、行政活動を行うに当たり市の機関が負うべき義務と責任を軽減することにつながると解してはならない。

第4条（制度の改善）

市は、この条例に定める行政活動への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう、必要に応じ、随時その見直しを行うものとする。

第2章 市民参加手続の実施
による行政活動への市民参加の推進

第1節 通則

第5条（市民参加手続の実施）

市の機関は、別表に定める行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行わなければならない。

2 緊急その他やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、市民参加手続を行うことを要しない。この場合において、市の機関は、その理由がやんだ後速やかに、次の事項を公表するものとする。

(1) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動の内容

(2) 市民参加手続を行うことができなかった理由

(3) 市民参加手続を行うことができなかった行政活動に関して市の機関が下した決定の内容及びその理由

第6条（市民参加手続の内容及び時期）

市民参加手続は、その対象となる行政活動の性質、影響等及びその行政活動に対する市民の関心に応じ、適切な内容で行われなければならない。

2 市民参加手続は、その結果を市の機関の決定に活かすことができるように、適切な時期に行われなければならない。

3 市の機関は、規則等により、前2項に掲げる原則に基づき市民参加手続の内容及び時期を定める上で考慮すべき事項について具体的に示す細目を定めるものとする。

4 前項の規則等は、第28条の規定に基づき石狩市市民参加制度調査審議会の意見を聴き、かつ、パブリックコメント手続を行った上で定めるものとする。

第7条（提出された意見等の取扱い）

市の機関は、市民参加手続を経て提出された意見、情報等（以下「提出された意見等」という。）を総合的かつ多面的に検討しなければならない。

2 市の機関は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表するものとする。ただし、その公表により石狩市情報公開条例（平成10年条例第26号）第8条第2項に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）が明らかになるときは、この限りでない。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

第8条（公表の方法等）

この章の規定に基づいて市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、第3号に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

(1) 市役所本庁舎及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表

(2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表

(3) 市広報紙への掲載による必要事項の全部又は概要の公表

(4) インターネットを利用しての必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項を周知することができる方法が別にあると認められるときは、当該別の方法により周知すれば足りる。

3 市の機関は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、あわせて、報道機関への情報提供その他の適切な方法により、公表した事項を市民

に周知するよう努めるものとする。

第9条（市民参加手続の予定及び実施状況の公表）

市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

第10条（制度の調整）

この章に定めるところにより市民参加手続を行った場合に法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反することとなる限りにおいて、この章の規定は、適用しない。

第2節 審議会等（略）

第3節 パブリックコメント手続等（略）

第4節 公聴会（略）

第5節 その他の市民参加手続（略）

第3章 市民参加手続の実施以外の方法 による行政活動への市民参加の推進

第26条（市民意見の積極的な把握）

市の機関は、市民を対象とした継続的な意識調査を実施すること、市民と市職員との対話の機会を設けることその他適切な方法により、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

第27条（市民が自発的に提出した意見の取扱い）

市の機関は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、第7条の例により検討し、その結果等を公表するよう努めるものとする。

第4章 市民参加制度調査審議会（略）

附 則（略）